

社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会「地域活動支援事業」助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢崎市内に活動拠点を置き、かつ、伊勢崎市域で地域福祉の増進を目的として活動する市民活動団体等に対して、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、その活動費の一部を助成し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金は、当該年度に新設され本会が市民活動団体等として認めた団体が、地域福祉活動を目的に行う自主事業を対象とする。

2 助成対象となる事業費は、以下のものとする。

- (1) 地域福祉事業の実施に要する経費
- (2) 障害児（者）、高齢者の活動に要する経費
- (3) 児童の健全育成に関わる活動に要する経費
- (4) 手話、朗読、点訳等の技術習得に要する経費
- (5) 社会福祉施設等での活動に要する経費
- (6) その他の活動に要する経費

(助成金の額)

第3条 第2条第2項に対する助成金の額は、一団体（一事業）5万円を限度額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第1号）に、以下の書類を添えて、会長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 収支予算書（ 〃 第3号）
 - (3) 申請者の実施している主な事業
 - (4) 申請者の資産及び負債に関する事項
 - (5) 助成事業の経費のうち助成金によってまかなわれる以外の負担者、負担額及び負担方法
 - (6) 助成事業により期待できる効果
 - (7) 役員名簿
- 2 助成事業の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類について、会長が必要ないと認めるときは、省略させることができる。

(助成金の審査)

第5条 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査するため審査会を開催する。なお、審査会及び審査方法については別に定める。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、審査会にて選定された事業について、助成金の交付を適当と認めるときは、交付の決定をし、助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

(助成金交付の条件)

第7条 会長は、助成金の交付決定をする場合において、法令等及び予算で定める助成金の交付目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更若しくは助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の交付申請をした者は、第6条の規定による交付決定通知を受領した後に、当該助成事業を中止又は廃止する場合においては、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって会長に申請の取下げをすること。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の決定はなかったものとみなす。

(決定の取消)

第9条 会長は、助成事業者が助成金を転用若しくは、その他助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等又はこれに基づく処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第10条 会長は、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 会長が前項の規定により助成金交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変、その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合若しくは助成事業等に要する経費のうち、助成金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により助成事業を遂行することができない場合に限る。

(助成金の返還)

第11条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業の完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して1ヶ月を経過した日までに、助成事業の成果を記載した助成事業実績報告書（別記様式第6号・第7号・第8号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 会長は助成事業の完了・中止又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容等に適合しているのかを調査し、助成事業者に助成金交付確定通知書（別記様式第9号）もしくは返還通知書（別記様式第10号）により通知する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢崎市社会福祉協議会
会長 久保田 勝夫 様

(申請者) 団体名
代表者名 印
住所
電話番号

令和3年度 「地域活動支援事業」助成金交付申請書

次のとおり、助成金の交付を受けたいので、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会「地域活動支援事業」助成金交付要綱第4条の規定により関係書類を添え申請します。

記

1. 助成事業の名称
2. 助成事業の目的及び内容 様式第2号のとおり
3. 助成事業の完了の予定期日及び実施計画 様式第2号のとおり
4. 助成申請額 _____ 円
5. 助成事業の経費の配分及び経費の使用方法 様式第3号のとおり
6. 助成事業により期待できる効果

7. 振込口座

銀行名	銀行・農協・信金	本店・支所・支店
口座	普通・当座 No.	
名義	フリガナ	
	氏名	

※通帳の（写し）を添付してください。

*市社協以外の行政、団体等からの補助金・助成金の収入予定がありましたら記入してください。

補助・助成金名	
補助・助成元	
補助・助成金額	

※会則（規約）、役員名簿を添付してください。

令和3年度 「地域活動支援事業」 計画書

団体名 _____

1. 団体の概要

結成年月日	令和3年 月 日	会員数	人
目的			
具体的な事業内容			

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業内容	備考

別記様式第3号（第4条関係）

令和3年度 「地域活動支援事業」 収支予算書

団体名 _____

収 入	円
支 出	円
差引残額	円

収入の部 (単位：円)

項 目	本年度予算額	備 考
合 計		

支出の部 (単位：円)

項 目	本年度予算額	備 考
助 成 対 象 分		
合 計		